

平成二十六年第二回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 平成 26 年 11 月 21 日（金）

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
議席の指定（日程第 1）	3
会議録署名議員の指名（日程第 2）	3
会期の決定（日程第 3）	3
諸般の報告	3
議案 8 件一括議題（日程第 4－11）	3
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	4
〃 会計管理者（石井啓之君）	6
監査委員の選任について（日程第 12）	1 1
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	1 1
報告（青後広監第 6 号・日程第 13）	1 2
発言の申し出 広域連合長（鹿内博君）	1 2
発言の申し出 10 番（田中友彦君）	1 2
議長の発言	1 2
閉会	1 2

平成 26 年第 2 回定例会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号
平成 26 年 11 月 21 日（金曜日）

○議事日程 第 1 号

平成 26 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 26 年 11 月 21 日（金曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
(諸般の報告)
- 第 4 議案第 8 号 専決処分の承認について
(平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号))
- 第 5 議案第 9 号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 6 議案第 10 号 平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)
- 第 7 議案第 11 号 平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 8 議案第 12 号 青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 13 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 14 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 11 議案第 15 号 決算の認定について
(平成 25 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
- 第 12 議案第 16 号 監査委員の選任について
- 第 13 青後広監第 6 号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(14名)

1 番 丸 野 達 夫 君
4 番 村 上 啓 二 君
7 番 小比類卷 雅彦 君
9 番 山 本 清 秋 君
1 0 番 田 中 友 彦 君
1 1 番 森 内 勇 君
1 2 番 桂 田 正 春 君
1 3 番 山 田 年 伸 君
1 4 番 安 田 弘 君
1 5 番 中 谷 純 逸 君
1 6 番 梅 村 毅 君
1 7 番 蛸 島 敏 春 君
1 9 番 竹 原 義 人 君
2 0 番 木 村 勝 彦 君

○欠席議員（6名）

2 番 葛 西 憲 之 君
3 番 小 林 眞 君
5 番 平 山 誠 敏 君
6 番 小山田 久 君
8 番 宮 下 宗一郎 君
1 8 番 樋 口 秀 視 君

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 鹿 内 博 君
副広域連合長 舘 岡 一 郎 君
代表監査委員 山 形 博 君
事務局 長 小 林 順 一 君
会計管理者 石 井 啓 之 君
業務課 長 西 澤 徹 君

○出席書記氏名

書 記 長 工 藤 壽 彦
書 記 磯 野 裕 子
書 記 葛 西 孝 徳

午後 2 時開会

○議長（丸野達夫君） これより、平成 26 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 議席の指定

○議長（丸野達夫君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において議席を変更し、ただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（丸野達夫君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、16 番梅村毅議員及び 19 番竹原義人議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（丸野達夫君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（丸野達夫君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（丸野達夫君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

日程第 4 議案第 8 号 専決処分の承認について（平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））～

日程第 11 議案第 15 号 決算の認定について（平成 25 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）

○議長（丸野達夫君） 日程第 4 議案第 8 号「専決処分の承認について」から日程第 11 議案第 15 号「決算の認定について」までの計 8 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 平成 26 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明を申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げます。

近年の急速な高齢化の進展、医療技術の高度化など、医療を取り巻く環境が大きく変化
する中、我が国の医療費は増加の一途をたどっております。

このような状況の中、高齢者の皆様が将来にわたり安心して医療を受けられるよう、現
役世代と高齢者でともに支え合う制度として創設された「後期高齢者医療制度」は、こと
しで 7 年目を迎えております。

本制度については、平成 20 年 4 月の施行当初から制度の名称や内容等で批判を受け、
制度廃止に向けた議論も行われるなど、そのあり方について検討が重ねられてまいりまし
たが、昨年の社会保障制度改革国民会議の議論の中において、必要な改善を行いながら本
制度を継続していくとの方向が示されております。

しかし、ふえ続ける高齢者の医療費をどのように支え、持続可能な医療制度をどのよう
に構築していくか、現在、「社会保障制度改革プログラム法」に基づき、社会保障審議会
医療保険部会において「高齢者医療の費用負担全体のあり方」や「後期高齢者支援金の全
面報酬割」への移行など、さらには、高齢者の低所得者や被用者保険の被扶養者だった方
の保険料特例軽減措置の見直しについて議論が行われており、国においては、世代間や世
代内で不公平が生じているとして、段階的に見直しをすとの案を提示しておりますが、
当広域連合といたしましては、経済的に不安定な低所得者層の生活に大きな影響を与える
こととなりますことから、特例軽減措置については「高齢者の生活環境を十分把握した上
で保険料負担の軽減などを設定するとともに、その見直しにあたっては過度の負担や急激
な変化とならないよう」全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に要望している
ところであります。

4 月から開始された改革の議論は大詰めを迎えており、最終的な意見はまもなく取りま
とめられることとなっております。

私ども広域連合においては、こうした国の動向を引き続き注視するとともに、高齢者の
皆様が不安を抱くことなく、安心して医療を受けられるよう、円滑な制度運営に全力で取
り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様には今後とも一層の御支援、御協力を賜
りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 8 号及び議案第 9 号の 2 件の専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案第 8 号平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 1 号）については、平成 26 年 7 月 29 日に専決処分したものであります。

当該年度の保険給付費に係る国、県及び市町村からの負担金等、並びに社会保険診療報

酬支払基金からの交付金については、保険給付費等の確定により翌年度において精算されることとなっており、このうち支払基金からの交付金については、平成 26 年 9 月 30 日までに返還する必要があったことから、所要の措置を講じたものであります。

その結果、補正額は、10 億 9401 万余円の増額補正となり、予算規模は 1539 億 5623 万余円となったものであります。

議案第 9 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成 26 年 8 月 5 日に専決処分したものであります。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により避難されている被保険者に係る保険料の減免については、平成 23 年度から減免の特例を設けて適用してきたところですが、国から平成 26 年度においても延長するとの方針が示されたことから、減免の特例を引き続き適用するため、所要の改正を行ったものであります。

なお、この 2 件はいずれも地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。

何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 10 号平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成 25 年度決算において剰余金が生じたこと、また、派遣職員給与負担金及び特別会計における事務費の精査により減額が見込まれるため所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は 660 万余円の減額補正となり、予算規模は 4 億 5403 万余円となります。

次に、議案第 11 号平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、東日本大震災で被災した被保険者を対象に実施した保険料の減免及び一部負担金等の免除に対する国からの財政措置が示されたこと、また、平成 25 年度決算において剰余金が生じたこと、さらには、平成 25 年度保険給付費等の確定に伴う精算のため、所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は 35 億 1110 万余円の増額補正となり、予算規模は 1574 億 6734 万円となります。

次に、議案第 12 号青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正により、任命権者が地方公共団体の長に対し報告しなければならない事項に「職員の休業の状況」が加えられたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 13 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会からの報告及び勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ給料表を改定し、平均 0.3%引き上げ、また、勤勉手当の年間支給割合

を再任用職員以外の職員にあつては 0.1 月分、再任用職員にあつては 0.05 月分引き上げようとするものであります。

次に、議案第 14 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、青森県市町村総合事務組合の構成団体として新たに青森市を加入させることとし、また、当該組合が共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に青森市を加えることから、当該組合を組織する地方公共団体数の増加及び規約の変更について、青森県市町村総合事務組合から協議を求められたものであります。

次に、議案第 15 号平成 25 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります、その詳細については会計管理者から御説明させたいと存じます。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丸野達夫君） 次に、平成 25 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者石井啓之君登壇〕

○会計管理者（石井啓之君） 平成 25 年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

恐れ入りますが、議案第 15 号の 26 ページをお開き願います。

歳入歳出決算総括表でございますが、一般会計、後期高齢者医療特別会計あわせまして、予算現額合計は 1516 億 4988 万 7000 円、歳入決算額合計は 1554 億 5207 万 4707 円、歳出決算額合計は 1502 億 5867 万 5339 円で、差引額は 51 億 9339 万 9368 円となっております。

続きまして、各会計の歳入歳出について御説明申し上げます。

27 ページをごらんください。

まず、一般会計の歳入合計でございますが、予算現額 4 億 8279 万 2000 円に対しまして、収入済額は 4 億 8293 万 6837 円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

第 1 款「分担金及び負担金」につきましては、市町村共通経費負担金でありまして、収入済額は 4 億 5637 万 8000 円となっております。

第 4 款「繰越金」につきましては、平成 24 年度からの繰越金でありまして、収入済額は 1521 万 4554 円となっております。

28 ページをお開き願います。

次に、一般会計の歳出の合計でございますが、予算現額 4 億 8279 万 2000 円に対しまして、支出済額は 4 億 5325 万 2157 円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

第1款「議会費」につきましては、議員報酬や費用弁償などでありまして、支出済額は83万5527円となっております。

第2款「総務費」につきましては、市町村派遣職員の給与費負担金や後期高齢者医療特別会計への繰出金などでありまして、支出済額は4億5241万6630円となっております。

この結果、不用額は2953万9843円となりましたが、その主なものとしたしましては、第2款「総務費」の1928万9370円でありまして、これは、後期高齢者医療特別会計への繰出金などの予算執行残額であります。

29ページをごらんください。

一般会計の歳入歳出差し引き残額2968万4680円につきましては、地方自治法第233条の2の規定などにに基づき、2分の1以上に相当する1490万円を財政調整基金に繰り入れし、残額は平成26年度の一般会計へ繰り越しするものであります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げますので、30ページ、31ページをお開き願います。

まず、後期高齢者医療特別会計の歳入合計でございますが、予算現額1511億6709万5000円に対しまして、収入済額は1549億6913万7870円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

第1款「市町村支出金」につきましては、保険料等の負担金収入でありまして、収入済額は230億8574万9948円となっております。

第2款「国庫支出金」につきましては、療養給付費等の負担金収入などでありまして、収入済額は544億8476万5049円となっております。

第3款「県支出金」につきましては、療養給付費等の負担金収入などでありまして、収入済額は126億1115万9559円となっております。

第4款「支払基金交付金」につきましては、後期高齢者交付金収入でありまして、収入済額は603億7508万8000円となっております。

第10款「諸収入」につきましては、収入済額は1億6096万4847円となっております。

なお、3項「雑入」の収入未済額の主なものは、診療報酬等過誤返納金であります。

32ページ、33ページをお開き願います。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳出の合計でございますが、予算現額1511億6709万5000円に対しまして、支出済額は1498億542万3182円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

第1款「総務費」につきましては、電算処理業務や被保険者証作成に係る経費及び後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金などでありまして、支出済額は3億5258万7512円となっております。

第2款「保険給付費」につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費など

の給付費でありまして、支出済額は1466億5529万7820円となっております。

この結果、不用額は13億6167万1818円となりましたが、その主なものとしたしましては、第2款「保険給付費」の12億19万6180円でありまして、これは、療養給付費、高額療養費などの予算執行残額であります。

34ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出差し引き残額51億6371万4688円につきましては、地方自治法第233条の2の規定などに基づき、2分の1以上に相当する25億9000万円を後期高齢者医療財政調整基金に繰り入れし、残額は平成26年度の後期高齢者医療特別会計へ繰り越しするものであります。

以上、平成25年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丸野達夫君） 議案第8号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第8号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、承認することに決しました。

議案第9号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第9号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第9号については、承認することに決しました。
議案第10号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。
議案第10号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。
議案第11号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。
議案第11号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第11号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。
議案第12号について、これより質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。
議案第12号について、これより討論に入ります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第 13 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 13 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 14 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第 14 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 14 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 15 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第 15 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 15 号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、認定することに決しました。

日程第 12 議案第 16 号 監査委員の選任について

○議長（丸野達夫君） 日程第 12 議案第 16 号「監査委員の選任について」を議題といたします。

○議長（丸野達夫君） 提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 議案第 16 号について御説明申し上げます。

平成 22 年第 2 回定例会において御同意をいただき、選任いたしました監査委員平山誠敏氏は、去る 7 月 8 日をもって任期が満了いたしました。その後任といたしまして慎重に検討した結果、五所川原市長平山誠敏氏が適任と認められますので、再度選任いたしたいと存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴についてはお手元に配付いたしたとおりであります。

○議長（丸野達夫君） これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第 16 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決しました。

日程第 13 青後広監第 6 号 例月出納検査報告

○議長（丸野達夫君） 日程第 13 青後広監第 6 号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○議長（丸野達夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（丸野達夫君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、原案のとおり、専決処分の承認をはじめ、本年度の補正予算、条例の一部改正等についての御議決、並びに人事案件の御同意、さらには平成 25 年度決算の認定を賜り、厚くお礼申し上げます。

後期高齢者医療制度は、今後ますます厳しい運営を迫られていくこととなりますが、制度を担う保険者として県内約 20 万人の被保険者の皆様が、安心して必要な医療を受けられるよう、構成市町村をはじめ、関係機関との連携をこれまで以上に深め、安定した制度運営に努めてまいりますので、議員の皆様には、一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

また、皆様には、後期高齢者医療広域連合議会議員の立場のみならず、市町村の長または市町村議会議長として、これから 12 月議会も予定され、また、年末を控え何かとお忙しい時期となりますが、どうぞ御健勝でますます御活躍をされますよう、そして、それぞれの市町村のなご一層の御発展を心よりお祈り申し上げて、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） はい、田中議員。

○10 番（田中友彦君） 10 番田中です。きょうの日程であります。きょう、高規格道路の関係で首長あるいは議長が出席しなければならない会合と時間帯が一緒になっております。こういうことは横のつながりでどうにか調整してもらえればいいなと思って、今お願いをしておきたいなと、そういうことです。

○議長（丸野達夫君） はいわかりました。事務局のほうに調整するようお願いいたします。よろしいですか。

○10 番（田中友彦君） はい。

閉 会

○議長（丸野達夫君） これにて、平成 26 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会

定例会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

午後2時28分閉会

署 名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 丸 野 達 夫

議 員 梅 村 毅

議 員 竹 原 義 人